

100条調査特別委員会記録

招集年月日	令和6年3月15日	午後2時00分
招集場所	多古町役場 第5会議室	
開会	令和6年3月15日	午後1時58分
出席委員	◎勝又一徳 ○飯田良一 宇井伸征 伊橋孝太郎 行橋千春 橋本孝之 佐藤利治 佐藤幸三 菅澤博隆 高坂恭子 土井秀敏 石渡悦子 鵜澤 茂	
欠席委員	なし	
会議録署名委員	飯田良一 宇井伸征	
事務局	事務局長 鈴木裕之 事務局 瓜生真由美 大木美有	
協議事項	1 100条調査特別委員会運営要領について 2 委員会の進め方について 3 委員会協議会について 4 次回の委員会開催について 5 その他	

会 議 の 経 過

○委員長 皆さん、こんにちは。ただいまの出席委員数は13名です。定足数に達しておりますので、これより本日の委員会を開きます。

会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、多古町議会委員会条例第24条により飯田良一委員、宇井伸征委員を指名いたします。

本日の議題につきましては、次第に記載のとおりでございます。

それでは、これより議題に入ります。委員各位のご協力のほど、よろしくお願いいたします。

議題1「100条調査特別委員会運営要領について」、昨年9月13日に開催をいたしました議会全員協議会において、事務局より委員会の運営要領（案）の提示および説明がされておりますが、本要領（案）について修正がある場合は、第1回目の委員会の際に協議するというものであります。本（案）について質疑、ご意見等あればお願いをいたします。

鈴木局長。

○鈴木議会事務局長 それでは、まず事務局より申し上げます。

運営要領につきまして、事務局にて再度見直しをした結果、軽微なものですが修正した箇所がございます。これからのご協議につきましては、修正箇所を申し上げますので、そちらを踏まえ、ご協議をお願いしたいと思います。運営要領をお手元をお願いいたします。資料3です。よろしいですか。

2ページの8証人の出頭というコンテンツの（3）の文章中に議長から発送する書類については、「証人出頭要求書」と書かれておりますが、それを「証人出頭請求書」に修正をさせていただきたいと思っております。

これは、委員長から議長に出すものについては要求書、議長から当該人に出すものは請求書として整理をするものでございます。（3）の中には2か所、1行目と2行目ですね。

それから、3ページの（4）の3行目、「この決定をもって証人出頭要求書」とありますが、こちらも請求書に。こちら3か所をまず修正をお願いいたします。よろしいでしょうか。

次に、4ページ10の証人尋問の流れ等というコンテンツの中の（3）の一番最後の文のところですね、「会議の状況により通告者以外が質問することもできる。なお、尋問は通告制とする。」とありますが、先の全員協議会の中で、私の方から、こちらについては関連質問にあたるという事で、これは原則として認めないということで説明をさせていただいておりますので、尋問につきましては通告制をとっている事、それから証人への配慮を含めまして、真に必要な場合を除いては通告者以外が質問する事を制限という意味で、「通告者以外が質問することもできるが、原則として認めない。なお、尋問は通告制とする。」以上2点を事務局で修正させていただきたいと思っております。以上のことを踏まえ、ご協議させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○委員 長 他に質疑等がございますか。

「なし。」の声。

○委員 長 質疑等もございませんので、質疑を終了いたします。

お諮りします。本調査にかかる委員会運営要領について、本案のとおり決定することにご異議ございませんか。

「異議なし。」の声。

○委員 長 異議なしと認めます。したがって、本案のとおり決定いたしました。

次に、議題2「委員会の進め方について」事務局より説明をお願いします。

鈴木事務局長。

○鈴木議会事務局長 それでは、説明いたします。

委員会の流れ等につきましては、既にお配りしてあります「100条調査関係資料」の中の【委員会のフロー図】があろうかと思えます。こちらは一般的な流れという事になろうかと思えますが、調査の方法としては、「記録（証拠書類）の提出」と「証人尋問」の2点になろうかと思えます。この2点については、どちらが先に行うかの順序等の決まりはございません。自治体によっては、記録の提出のみで調査を終了しているケースもありますし、同時に進めている事例も見受けられます。事務局としましては、大きな流れとしては、まずは、記録の提出を求め、提出された記録を確認し、それでは不足があるという場合、必要に応じて証人尋問を行うという流れで進めてはいかがかと考えますが、先ほど申しましたように、決まりはありませんので、委員の皆様方でご協議のうえ決めていただければと思います。

また、予算要求しております調査委託費につきましては、弁護士等の専門家に依頼するための費用になろうかと思えますが、どこまでの範囲を依頼するかをご協議いただく必要があるのではないかと思います。

例えば、調査全般にわたり助言をお願いしたいので、最初から最後まで依頼するのか、記録の提出・証言の結果を委員会でまとめて、「こういった事実があります。これは法に抵触する恐れがありますか。」という形でピンポイントで判断を仰ぐのか、さらには、最後に作成する調査報告書について作成を依頼している事例も見受けられます。調査報告書についてはどうするのか、皆様で作成されるのか、作成を依頼するのか、そういったところが協議内容かと思われませんが、依頼内容によっては、委員会の進め方についても影響が出てくるのかなと考えられます。また、予算にも当然影響してくると思えますので、こちらも踏まえましてご協議いただければと思います。

それから、今後どの程度のペースで委員会を開催していくか、目安ということになろうかと思えますが、こちらについてもご協議が必要かと思われます。事務局からは以上でございます。

○委員 長 ありがとうございます。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時10分

再 開 午後 2時10分

○委員 長 再開します。

まず、皆さんにお諮りいただきたいのは、弁護人への依頼方法、全体を最初から最後まで見ていただくのか、もしくは、ピンポイントをお願いするか、どちらがよろしいでしょうか。皆さんご意見、その他でもあればお願いいたします。ご意見無ければ私の方から提案なんです、ピンポイントで、最初から最後までというとあまりにもかかりすぎるのかなという形でございますので、要所要所でという事でよろしいでしょうか。

「異議なし。」の声。

○委員 長 ありがとうございます。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時11分

再 開 午後 2時11分

○委員 長 再開します。

ただ今、私が弁護人という発言をしましたが、その発言をすべて弁護士への依頼という形に訂正をさせていただきます。大変失礼しました。

最終の報告書は私どもで作るか、それとも依頼するか。こちらもご意見が無いようであれば。宇井委員。

○宇井伸征委員 依頼するで、最終的なチェックも含めてお願いした方が良いと思います。

○委員 長 それではお諮りします。最終の報告書は弁護士へ依頼するという形でのよろしいでしょうか。

「異議なし。」の声。

○委員 長 ありがとうございます。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時13分

再 開 午後 2時13分

○委員 長 再開します。

報告書という形ではありますが、こちらの方で粗原稿という形で暫時まとめさせていただいて、その後弁護士へ送致してご検討いただくという形にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし。」の声。

○委員 長 開催の期間はどの程度で。ご意見あればお願いします。

私の方から、それでは、この後委員会協議会も設置をしますので、そこ、もしくは委員長・副委員長、事務局含めてまた後日おってお知らせする、開催期間をお任せいただく形ではどう

でしょうか。

「異議なし。」の声。

○委員長 よろしいですか。

それでは、そのような形にさせていただきたいと思います。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時14分

再 開 午後 2時18分

○委員長 再開します。

ただ今、期間という形で休憩中にありましたが、概ね2、3か月に一度というペースで必要な時に応じてという形でございます。

他に何かございますか。

無いようでしたら、次に移ります。

次に、議題3「委員会協議会について」、先ほど委員会の運営要領を定めましたが、要領の中で必要に応じて協議会を設置するとしています。また、協議会の委員は委員長が指名すると定められていることから、委員を指名したいと思います。

土井委員、菅澤委員、佐藤幸三委員、佐藤利治委員、宇井伸征委員、それから、副委員長飯田良一君、私勝又でございます。これにご異議ございませんか。

「異議なし。」の声。

○委員長 異議なしと認めます。

それでは、協議会委員の皆様よろしくお願いたします。

次に、議題4「次回の委員会開催について」先ほどの協議において、委員会開催のペースについて概ね決まりましたので、そちらの形で、委員長・副委員長、並びに協議会の委員の中で決めたいと思います。

さらに、次回の委員会におきまして、傍聴につきましても許可するというのでよろしいでしょうか。

「異議なし。」の声。

○委員長 異議なしと認めます。

なお、開催通知は改めて事務局より発送いたします。

本日の議題は、以上で全て終了となりますが、皆様からその他として、何かございますか。

菅澤委員。

○菅澤博隆委員 議会の一般質問では、この具体的な内容についてはいろいろ論議や検討されてきているんですが、その中でこの100条委員会を立ち上げて、さらに詳しく調査という。100条委員会の目的と言いますか、権限も含めて調査権が最も重要な権限であるという事なんですが、審議の結果次第ではありますけど、最終的に告発までというのが可能性としてはあり

まして、これに取り組む意識の問題、認識の問題で、告発という事も念頭に置くべきなのかという、そのところなんです、どうでしょうか。

○委員長 事務局長。

○鈴木議会事務局長 今、告発という事でご意見ございましたけれども、書籍を読み上げます。「議会は地方公共団体の一機関であり、法人格を有しないため、一般に告発する権利を有しない。」それから、Q&Aが載っているんですが、これは行政実例の昭和26年3月3日付けのものですが、「第100条第9項のごとき場合を除くほか、議会が特定人のある犯罪容疑者として告発する旨の議決をする事はできないと思うが、どうか。」「お見込みのとおりと解される。」100条の中に告発をしなければならない事項が定めてあります。それは、例外的にできるというような事でありまして、告発をしなければいけないのは100条委員会の中の虚偽の陳述があった場合、証言の拒否があった場合、出頭しない場合、記録の提出をしない場合、この4点に限り告発をしなければならないと定めてありますが、実際には、その度合いを精査して告発しないという事もあるという事は書いてございます。そういった事を考えますと、告発をするというのはちょっと無理なのかなと考えますが、いずれにしてもまた確認はしますけれども。

○委員長 よろしいですか。他にございますか。

石渡委員。

○石渡悦子委員 弁護士に依頼するわけですが、弁護士の選任についてはどのような形になりますか。

○委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時25分

○委員長 再開します。

次回の開催までには協議して明らかにします。

他にございますか。他にご意見もございませんので、本日の委員会を閉じます。お疲れ様でした。

閉会 午後 2時25分

ここに会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために署名する。

令和6年3月15日

委員長 勝 又 一 徳

署名委員 飯 田 良 一

署名委員 宇 井 伸 征